

○山梨県警察ストーカー加害者等に対する心理学的及び精神医学的治療に係る経費の運用要領の制定について

〔 令和 3 年 9 月 2 9 日 〕
〔 例規甲（少企）第 3 0 号 〕

第 1 趣旨

一般的にストーカー事案の加害者の多くは、警察からの警告等による措置で行為を止める傾向にあるが、他方、警告、検挙等をされてもストーカー行為を続ける加害者も少なからず存在するため、このような加害者に対し、内面的に働きかけ、被害者に対する執着心や支配意識を取り除くことを目的とした精神医学的な治療や臨床心理士によるカウンセリング（以下「精神医学的治療等」という。）が有効な対策である。このため、警察では、精神科医療機関等と連携して加害者の精神疾患等に応じた適切な精神医学的治療等につなげることにより、ストーカー行為の再発防止及び被害者の安全確保を図ることを目的とする。

第 2 制度の概要

ストーカー加害者等に対する精神医学的治療制度のイメージ図（別紙）のとおりとする。

第 3 精神医学的治療等の対象者

精神医学的治療等の対象者（以下「対象者」という。）は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 1 2 年法律第 8 1 号）第 4 条に基づく警告、検挙等をされた後もつきまとい等又は位置情報無承諾取得等を継続するストーカー加害者又はストーカー加害者となるおそれがある恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の加害者（以下「ストーカー加害者等」という。）のうち、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) ストーカー加害者等の通院歴、言動、家族等関係者の説明等を総合的に判断し、加害行為の原因に精神疾患又は心理的に不適応な状態があると認められる者
- (2) 精神医学的治療等を自己負担で受ける意思があり、かつ、個人情報に関係する医療機関等に提供することに同意している者

第 4 精神医学的治療等の実施の決定

- 1 警察署長は、対象者及びその疑いがある者（以下「対象者等」という。）を把握したときは、その者の同意を得た上で、同意書（本人用）（第 1 号様式）を徴し、精神医学的治療等対象者報告書（第 2 号様式）にその写しを添えて、生活安全部少年・女性安全対策課長（以下「少年・女性安全対策課長」という。）に報告する。

なお、対象者等の判断能力に問題が認められる場合又は未成年の対象者等の保護者が精神医学的治療等を希望している場合は、第 1 号様式に加え、同意書（保護者用）（第 1 号様式の 2）を保護者から徴した上、その写しを添えて、少年・女性安

全対策課長に報告する。

- 2 少年・女性安全対策課長は、報告を受けた対象者等に関して、精神医学的治療等の必要性を検討の上、同治療等の実施の可否を決定する。

第5 精神医学的治療等の実施手順

1 医師等の選定

少年・女性安全対策課長は、精神医学的治療等が必要と認めたときは、対象者等の治療等に適切な精神科医師又は臨床心理士（以下「医師等」という。）を選定し該当警察署（以下「担当署」という。）に連絡する。

2 医師等に対する受診等の相談

精神医学的治療等を行う医師等が選定されたときは、担当署において、日時場所等を調整の上、対象者等を伴い、医師等に対して受診等に係る相談を行うものとする。

3 受診等の促し等

担当署は、医師等に対する相談の結果、医師等から対象者等に対して継続した精神医学的治療等が必要である旨の助言があったときは、ストーカー行為の再発防止に向けて、同治療等が効果的に行われるよう対象者等に対して医師等の受診等を促すこととする。また、受診等が継続された場合において、引き続き医師等からの助言が必要であると認められる場合は、少年・女性安全対策課長に報告の上、医師等から対象者等の精神医学的治療等の結果を踏まえた助言を受ける。

第6 運用上の留意事項

- 1 精神医学的治療等は、対象者等の任意の意思に基づいて実施されるものであることから、同治療等を実施するに当たり、強制にわたるような印象を与える言動は慎むこと。
- 2 精神医学的治療等に当たっては、対象者等及びその保護者並びに関係者に対し、同治療等の趣旨や必要性について十分に説明すること。
- 3 対象者等及びその保護者並びに関係者に対して同治療等の過程で得た医師等からの助言等を踏まえた指導を行うこと。
- 4 対象者等の個人情報、業務上必要のない者に漏えいすることのないよう保秘を徹底すること。

第7 謝金の支出手続

1 支出額及び支出回数

医師等からの助言を受けた場合は、同医師等に対して、1時間につき7,900円の謝金を支払うものとする。

なお、謝金の算出根拠は1時間7,900円を基本とし、30分以上を1時間、30分未満を0.5時間として取り扱うものとする。

2 支払手続

- (1) 少年・女性安全対策課長は、第4の2の治療等の実施の決定後、担当署が第5の2及び3に定める医師等からの助言を受けることで謝金の支出を予定するときは、その都度、精神医学的治療等対象者に関する謝金支出計画書（第3号様式）を作成する。
- (2) 担当署は、治療等を行った医師等から精神医学的治療等対象者に関する助言実施報告書（第4号様式）及び口座振込依頼書（第5号様式）を徴収し、少年・女性安全対策課長に報告する。
- (3) 少年・女性安全対策課長は、精神医学的治療等対象者に関する助言実施結果報告書（第6号様式）に第3号様式、第4号様式及び第5号様式の写しを添えて所要の支出手続を行う。

様式省略